

平成29年 3 月 13 日

第 2 回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

(追 加 分)

倉吉市長

それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第 40 号 平成 28 年度倉吉市一般会計補正予算（第 13 号）についてであります。

このたび、震災関連事業の経費、市債などに一定の見通しを立てたこと、並びに 1 月以降の大雪被害に係る対応が必要なことなどから、追加の補正予算をお願いするものであります。

まず、住宅応急修理についてであります。

地震により大規模半壊又は半壊となった住家について、生活の本拠としている部分を災害救助法の規定に基づき市が応急修理するもので、3,800 万円余を計上しております。

次に、市営住宅災害復旧事業についてであります。

みどり町市営住宅の駐車場について地盤調査を行った結果、擁壁を含めた復旧を行う必要があるため、5,700 万円余を追加するものです。

次に、雪害園芸施設等復旧対策についてであります。

大雪被害を受けた農業施設の復旧に係る経費を支援するもので、7,300 万円余を計上しております。

その他震災関連事業の決算を見込んだ結果、11 億 5,400 万円余を減額し、補正後の予算総額を 325 億 3,800 万円余としたものであります。

次に、議案第 41 号及び議案第 42 号の平成 28 年度特別会計補正予算についてであります。

下水道事業及び集落排水事業の地震に係る災害復旧費の決算を見込んだことによるもので、あわせて 800 万円余を減額し、補正後の特別会計の総額を 161 億 9,600 万円余としたものであります。

次に、議案第 43 号 倉吉市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

経済動向等を考慮した低所得者の保険料の 5 割軽減及び 2 割軽減の軽減判定所得の見直しを内容とする国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成 29 年 2 月 22 日に公布されたことなどから、本市においても国と同様の改正を行うよう倉吉市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

次に、議案第 44 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてであります。

鳥取県中部地震の影響により、大坪住宅建替（第 2 期 B 棟）建築主体工事に係る工事の期限を平成 29 年 3 月 24 日から平成 29 年 6 月 10 日に変更することについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、本市議会の議決を求めるものです。

以上、今回提案いたしました諸議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。